

# 「鳥取県石綿健康被害防止条例」および 「鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則」の一部を改正しました

鳥取県では、石綿の飛散等に伴う県民への健康被害の防止という観点から、国の法体系を補う本県独自の制度として、「鳥取県石綿健康被害防止条例」を制定し平成17年11月より施行しています。

今般、大気汚染防止法が改正され、石綿含有建材の規制範囲が拡大されたことなどにもない、県条例及び規則の一部を改正しました。(施行日：令和3年4月1日)



【写真】環境省作成リーフレットより

## 条例改正の概要

### 事前調査 (石綿含有建材の有無に係る調査)

#### 1 事前調査の実施者等を

「**施工する者**」から「**元請業者**」に変更しました。

法改正、条例改正により、以下は「元請業者」が行います。

- ①調査の実施
- ②調査結果の説明
- ③調査結果記録の作成・保存
- ④調査結果の現場への備え置き
- ⑤調査結果の掲示

事前調査結果の説明は、発注者に加え、下請負人に対しても行い、石綿除去作業が適切に行われるよう努めてください。

#### 2 元請業者は、事前調査結果の記録を、 解体等工事が終了した日から5年間保存してください。

法改正により「解体等工事が終了した日から3年間保存」することが義務付けられましたが、条例により引き続き5年間の保存を義務付けます。

#### 3 事前調査結果の掲示は、 「解体等工事の開始の日から終了する日」まで行ってください。

掲示板は、A3サイズ以上の大きさとしてください。  
作業実施の掲示や石綿障害予防規則などの他法令に基づく掲示とまとめて1枚にしても、差し支えありません。

#### 4 事前調査の資格者に、 「石綿含有建材調査者 (特定・一般・一戸建て)」を追加しました。

設計図書等の書面の確認や目視調査を行う事前調査の資格者に、建築士、建築施工管理技士、石綿作業主任者、アスベスト診断士のほか、石綿含有建材調査者による調査を可能としました。

### 作業完了後の報告

#### 元請業者が発注者に書面報告した

「**作業完了後の報告書**」の写しの提出が必要となります。

法改正により、元請業者は、石綿除去等の作業完了後に、作業結果を発注者に書面で報告することが義務付けられました。発注者に提出した報告書の写しを、県又は市に提出してください。

#### 【報告書の写しの提出が必要となる作業】

法又は条例に基づく作業届を提出した作業  
(吹付け石綿、石綿含有保温材・断熱材・耐火被覆材、一定規模以上の石綿含有成形板・セメント管の除去等作業)

#### 【提出のタイミング】

廃棄物処理の完了後に県又は市に提出する「石綿含有材料等処理状況等報告書」提出時に、発注者への報告書の写しを添付します。

### 条例に基づく作業実施の届出書名を変更しました



「石綿粉じん排出等作業実施届出書」を「**県届出対象特定工事実施届出書**」に変更しました。工事発注者は、除去作業開始の14日前までに届出してください。

※届出要件に変更はありません

- ①石綿成形板…作業に係る部分の床面積の合計が10m<sup>2</sup> (建築基準法に基づく除却届と同程度) を超え、かつ、当該作業により撤去する石綿成形板の面積の合計が10m<sup>2</sup>を超えるもの
- ②石綿セメント管…管の延長が10mを超えるもの

大気汚染防止法の改正により、元請業者に対し以下が義務付けられたほか、石綿含有仕上塗材などの作業基準が新設されました。

作業前	作業中	作業後
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査結果の報告 (令和4年4月1日から施行)</li> <li>・「作業計画」の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業計画に沿った作業の実施の確認</li> <li>・作業の記録 ※役割分担に応じて下請負人も実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業結果の確認 (石綿の取り残しがないか等)</li> <li>・発注者への作業結果の報告</li> <li>・作業記録の作成・保存</li> </ul>

作業の実施時には、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策マニュアル」(環境省作成)も参考としてください。

法・条例改正内容等は県ホームページでもご案内しています。



【問い合わせ先】鳥取県生活環境部 環境立県推進課 電話：0857-26-7206 FAX：0857-26-8194

届出先

鳥取市市民生活部環境局生活環境課 電話：0857-30-8084

鳥取県中部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0858-23-3150

鳥取県西部総合事務所 環境建築局 環境・循環推進課 電話：0859-31-9350